

## 自助意識を高めるための本市の取組

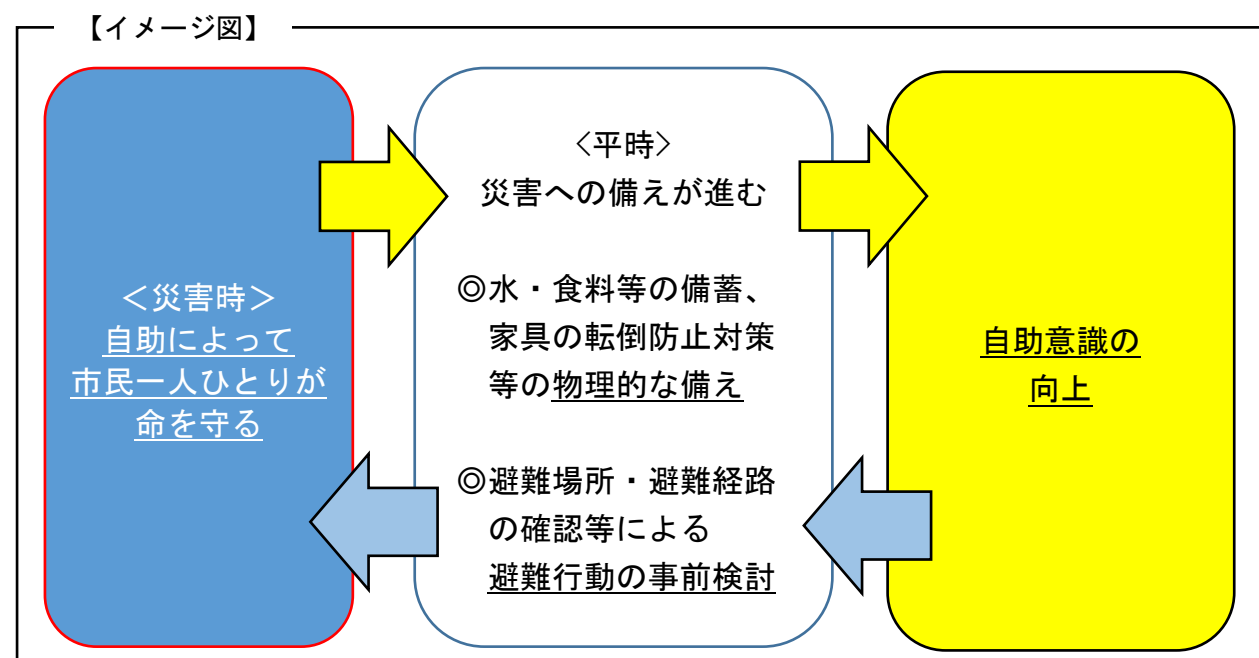
### 1 自助の重要性

本市では、自助・共助・公助の考え方にに基づき災害による被害を最小限に抑える減災の取組を推進しています。

災害の脅威が間近に迫っているときには、行政の支援はすぐには届かないことから、災害時には、「自助（自分・家族を守るための備えや行動）」によって市民一人ひとりが命を守ることが重要です。

そのためには、平時から、水・食料等の備蓄や家具転倒防止対策等の物理的な備え、避難場所・避難経路の確認等による避難行動の事前検討といった災害への備えを進める必要があります。

それに向けて、災害へ自ら備える意識を持ち適切に行動する自助意識の向上が求められています。



### 2 自助意識を向上させるための主な取組

横浜市では自助意識を高めるために、4つの取組を通して市民へ働きかけています。

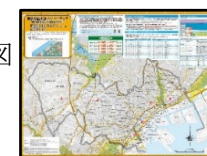
- ①市民に対して災害リスクや防災知識を広く周知する「広報・啓発」
- ②子どもや町の防災組織など対象を明確化し楽しみながら学ぶ「学習」
- ③地域の共助活動や避難行動計画などテーマ別により深く防災の理解を深める「研修」
- ④浸水疑似体験や避難所運営訓練など災害を自分事として体感しながら学ぶ「体験」

### 3 取組の具体的内容

#### ① 広報・啓発 (広く周知する)

##### 【ハザードマップ】

自然災害による被害想定や避難のタイミング、情報の入手方法等が記載されている地図



##### 【防災よこはま】

防災・減災活動のテキストとして広く活用



##### 【広報よこはま】

市版（6・9・3月）や区版にて防災特集記事を掲載

##### 【横浜防災フェア】

ラジオ日本との共催により赤レンガ倉庫で防災関係機関出展による本市最大の体験型防災啓発イベントの開催



#### ② 学習 (楽しみながら学ぶ)

##### 【うんこ防災ゲーム】

株式会社文響社と防災ゲームを共同開発。内容の一部を「うんこ防災ドリル台風編」として市内の小学校・保育園に配布



##### 【じぶん防災ハンドブック】

公民連携により、本市の負担なく小学生向けの防災テキストを作成し、市立小学3年生全員に配付

##### 【学習コンテンツ】

本市ホームページに日頃の備えや災害時の対応について、対象（企業、町の防災組織、地域防災拠点）ごとに動画やクイズで学べるコンテンツを制作



#### ③ 研修 (理解を深める)

##### 【防災・減災推進研修】

地域の防災担当者に対して、地震や風水害への備え等、自助・共助の取組について学ぶ研修を実施

##### 【マイ・タイムライン作成研修】

風水害時の避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成研修を横浜市民防災センターや希望する地域で実施



##### 【防センアカデミー】

災害時要援護者支援や女性の視点等、テーマ別に防災を学ぶ市民向けの防災講座を横浜市民防災センターと共同で開催



#### ④ 体験 (体感しながら学ぶ)

##### 【横浜市民防災センター】

地震体験や風水害時の避難行動など、各種災害やその対応の体験できる施設で、体験ツアー等を実施



##### 【AR（拡張現実）・VR（仮想現実）】

AR・VRの技術により浸水状況など災害を視覚的に疑似体験ができるコンテンツを横浜市民防災センターや地域で実施する研修等の機会に活用

##### 【防災訓練】

横浜市総合防災訓練のほか、防災に関する技術や知識を体験しながら学ぶ防災訓練の実施



## 横浜市防災計画【風水害対策編】 抜粋

### 第5章 災害に強い人づくり

#### 第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

#### 1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

#### 2 「自助」「共助」の取組

「自助」、「共助」、「公助」は互いに連携することで大きな減災につながります。そのため、平時から「自助」、「共助」について考え、風水害に備えておくことが重要となります。平時時、災害時において求められる自助、共助の取組の主なものは次のとおりです。

	平常時の取組	災害時の取組
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な防災知識の習得</li> <li>・防災情報Eメールの登録</li> <li>・Yahoo!防災速報アプリのダウンロード</li> <li>・応急手当の知識の習得</li> <li>・ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認</li> <li>・家族との連絡方法の確認</li> <li>・非常持ち出し品の点検、置き場所の確認</li> <li>・防災訓練・地域活動等への参加</li> <li>・側溝や排水溝の日常的な清掃 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、避難情報等の収集</li> <li>・浸水が予想される場合、家財等を2階に上げる等の被害軽減行動</li> <li>・早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要不急の外出の自粛、屋内での安全確保措置） など</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップによる災害危険箇所、避難経路、避難場所の確認</li> <li>・災害時要援護者の見守り活動</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・町の防災組織による減災に向けた取組の普及啓発</li> <li>・一時避難所の選定 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、避難情報の収集</li> <li>・近隣住民による負傷者の救出</li> <li>・要援護者の安否確認、救出救護、避難誘導の支援</li> <li>・必要に応じ集団避難の実施</li> <li>・浸水防止措置の実施</li> <li>・避難所等開設の協力</li> <li>・避難所等での相互協力 など</li> </ul>

総務局  
(危機管理室)

## 横浜市防災計画【震災対策編】 抜粋

### 時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入</li> <li>家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施</li> <li>家族等との連絡方法の確認</li> <li>災害危険箇所・避難所等の確認</li> <li>防災訓練への積極的な参加</li> <li>基本的な防災知識の習得</li> <li>食料・飲料水等の備蓄</li> <li>帰宅困難者にならないための事前の備え（個人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身の安全の確保</li> <li>家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等）</li> <li>火災、津波からの避難</li> <li>住民自身による初期消火</li> <li>被災者の避難所への避難、在宅の被災生活</li> <li>災害関連情報の収集</li> <li>帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の補修、建て替え</li> <li>疎開</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険箇所・避難所等の確認</li> <li>いっとき避難場所の選定</li> <li>近隣住民の安否確認方法の確認</li> <li>災害時要援護者の見守り</li> <li>防災訓練の実施</li> <li>町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援）</li> <li>食料・物資の協定（事業所と地域間等）</li> <li>災害教訓の伝承</li> <li>町の防災組織による活動計画の作成</li> <li>帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民や自主防災組織による初期消火</li> <li>近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認</li> <li>避難誘導 地域住民による避難所運営</li> <li>要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援</li> <li>要援護者の被災生活の支援</li> <li>災害関連情報の収集</li> <li>在宅被災者に対する個別的な支援活動</li> <li>町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力</li> <li>コミュニティの充実</li> <li>ボランティア活動への協力</li> <li>協定による食料・物資の提供（事業所と地域間等）</li> <li>帰宅困難者一時滞在施設の開放</li> <li>一斉帰宅の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の被災生活の支援</li> <li>被災者の生活支援 ・生活相談・職業のあっせん ・各種支援金・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、罹災証明書の交付 ・公共料金の減免・融資 等</li> <li>被災者の心と身体の健康維持</li> <li>臨時休校措置・授業再開計画</li> <li>復興支援 ・震災復興本部の設置 ・震災復興の基本的方向策策定 ・震災復興基本計画策定 ・震災復興基本計画実施策の策定 ・震災復興基本計画の進行管理</li> <li>地域経済の復興支援</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ハードの整備</b></li> <li>公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定</li> <li>道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進</li> <li>急傾斜地対策、地盤の液状化対策</li> <li>津波対策 ・防潮堤、護岸の整備、海抜標示 ・防災スピーカーの整備</li> <li>ハザードマップの作成</li> <li>消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備</li> <li>ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策</li> <li>備蓄物資の確保、備蓄庫の整備</li> <li><b>制度・仕組みづくり</b></li> <li>民間建築物の耐震補強の促進</li> <li>避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達</li> <li>地域防災拠点の整備</li> <li>緊急輸送路の指定</li> <li>応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結</li> <li>津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定</li> <li>帰宅支援施設の確保</li> <li>主要駅等における混乱防止対策の充実</li> <li>事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発</li> <li>学校児童生徒の留め置き計画</li> <li><b>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</b></li> <li>社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実</li> <li>地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導</li> <li>計画的かつ積極的な防災訓練の実施</li> <li>防災知識の普及と情報の提供</li> <li>行政等公共機関の災害対応力の向上</li> <li>災害教訓の伝承の取組への支援</li> <li>地区防災計画の作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市・区災害対策本部の設置</li> <li>被害情報の集約</li> <li>行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援</li> <li>消防隊、消防団による消火活動</li> <li>消防隊、応援隊による救助・救急活動</li> <li>遺体の取扱い・火葬</li> <li>応急給水、食料、生活必需品の供給</li> <li>ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応</li> <li>救援物資の要請、受入れ、配分</li> <li>被災者の住宅確保・応急修理</li> <li>避難所の支援</li> <li>災害関連情報の広報</li> <li>災害廃棄物の処理（し尿・ごみ）</li> <li>緊急交通路・緊急輸送路の確保</li> <li>災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物）</li> <li>応急医療の実施 ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等</li> <li>一斉帰宅の抑制</li> <li>帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導</li> <li>学校児童生徒の留め置き</li> <li>臨時休校措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者の心と身体の健康維持</li> <li>臨時休校措置・授業再開計画</li> <li>復興支援</li> <li>震災復興本部の設置</li> <li>震災復興の基本的方向策策定</li> <li>震災復興基本計画策定</li> <li>震災復興基本計画実施策の策定</li> <li>震災復興基本計画の進行管理</li> <li>地域経済の復興支援</li> </ul>

太枠：人命にかかわる対応

# 警戒レベル（避難情報）の変更について

令和元年台風第19号等において、行政による避難情報が分かりにくいといった課題が顕在化しました。

これを踏まえ、令和3年5月20日の改正災害対策基本法の施行により、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更され、避難のタイミングの明確化等が図られました。

## 1 変更内容

### (1) 警戒レベル3の変更

「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に変更となり、早期の避難を促すターゲットが「高齢者」と明確化されました。なお、高齢者等以外の避難に時間を要する人も避難するタイミングとなります。

### (2) 警戒レベル4の一本化

「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化され、避難のタイミングが明確化されました。これまで避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令します。

### (3) 警戒レベル5の変更

「災害発生情報」が「緊急安全確保」に変更となり、災害が発生又は切迫し、避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全を確保することを指示できるようになりました。

なお、本指示は警戒レベル4（避難指示）を発令した後に、特に避難を促したい場合に市町村長（本市では区長）が発令することができます。

※災害時、これらの避難情報は緊急速報メール、防災情報Eメール、ツイッター等で伝達します。



## 2 市民の皆様への周知

広報よこはま6月号、市ホームページへの掲載、市連会・区連会での説明、自治会・町内会へのチラシ配布等で周知しました。